感対第１３５６号

令和２年６月25日

大阪府個人情報保護審議会

　会長　長谷川　佳彦 様

大阪府知事　吉村 洋文

大阪府個人情報保護審議会への諮問に係る経緯について

　大阪府個人情報保護審議会への諮問に係る経緯について、下記のとおり報告します。

記

　新型コロナウイルス感染症については、世界各国において感染が爆発的に拡大し、医療崩壊により十分な医療が受けられない状況が起きるなど、状況はより厳しいものとなっています。

　国内においても各地で症例が報告されており、大阪府においても1月29日に患者が発生いたしました。府では１月24日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部」を設置し、関係部局で情報を共有するとともに、医療機関や関係機関と連携し、感染拡大の防止に向けて、全力で取り組んでまいりました。

　４月１日に国の専門家会議において、大阪府は「感染拡大警戒地域」とされ、取組みをより強く徹底する必要があることや、医療提供体制が切迫していることが指摘されました。

　こうしたなか、爆発的な感染拡大と医療提供体制崩を防止するため、早急に府内の発生状況を把握し、クラスター発生の早期発見・早期対応を図る必要があったことから、大阪府は「大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム」を開発・導入し、府内の各保健所と連携しながら、感染拡大の防止に注力してまいりました。

このような事情から、本システム活用による感染拡大防止対策を速やかに実施する必要があり、貴審議会への諮問を経るいとまがなかったことから、事後の諮問となったことを報告します。